

一般社団法人地域共生ライフアップ  
役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人地域共生ライフアップ(以下「当法人」という。)の定款第24条の規程に基づき、役員報酬、役員賞与及び役員退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 1 役員とは、定款第16条に規程する理事をいう。
- 2 常勤の役員とは、当法人を主たる勤務先とし、週3日以上当法人の業務に従事する役員をいう。
- 3 役員報酬等とは、当法人が役員に対して支給する、役員としての業務の対価をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤の役員に対し、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、その職務内容、資格等を勘案して、報酬を支払う。ただし、助成金、補助金等の人件費に関しては別途定めていくこととする。

- 2 各理事の報酬については社員総会決議により定める。
- 3 各監事の報酬については社員総会決議によって定める。
- 4 役員報酬を支給する役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当については、給与規程に定めるところによる。
- 5 理事に対して、講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(役員賞与等)

第4条 当法人は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(公表)

第5条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(報酬等の支払方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額を毎月10日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

- 2 常勤でない理事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

(規程の改定・改廃)

第7条 この規程の改定・改廃は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2025年9月1日から施行する。(2025年8月23日役員総会決議)

<別表>

講師謝金等 1 時間あたり 30,000 円以内 (税別)

執筆謝金等 400 字あたり 3,000 円以内 (税別)